

飼い主さんへのお願い



問合せ 生活衛生課管理係 ☎内線422

犬を飼育している方へ

令和5年度に、区内で犬が人をかむ事故の届け出が3件ありました。

散歩時は、犬が思わぬ行動をとることがあるので、犬や周囲の状況に注意しましょう。

飼い主の義務

犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(年1回)が法律で定められています。

犬の登録

- ▶ マイクロチップを装着している場合は、環境大臣指定登録機関へ飼い主の情報を登録し、登録内容が変わった場合は更新する
- ▶ マイクロチップを装着していない、または装着しているが登録をしていない場合は、生活衛生課で鑑札の交付を受ける

狂犬病予防注射

狂犬病の予防接種を受け、生活衛生課、各区民事務所等で狂犬病予防注射済票の交付を受ける。

散歩時の注意やマナー

必ず首輪・リード(引き綱)を装着しましょう

- ▶ リードは長さを調整し、犬を確実に制御できる人が持つ(伸縮自在のリードは使用しない)
- ▶ 自転車に乗りながらリードを持ち、犬を散歩させない(東京都道路交通規則第8条に違反し、5万円以下の罰金)

排せつマナーを守りましょう

排せつは散歩前に済ませる。散歩時は、ふんを持ち帰る袋・尿を洗い流す水・消臭剤等を携帯し、排せつした場合は、飼い主が必ず後始末をする。ふんは自宅に持ち帰り処分する。

*持ち帰ったふんの処理方法は、清掃リサイクル推進課作業係☎(3892)4671にお問い合わせください

飼い犬が人をかんでしまったら

- ▶ 応急措置に努め、誠意を持って被害者に対応する
- ▶ 犬を落ち着かせて隔離する ▶ 必要に応じて、警察に連絡する
- ▶ 24時間以内に、事故を起こした場所を管轄する保健所に届け出る
- ▶ 48時間以内に犬を動物病院へ連れて行き、狂犬病の有無について診察を受ける

猫を飼育している方へ

屋内飼育の勧め

猫は屋内で飼うことで、ストレスも少なく、不慮の事故や病気の感染を避けられ、長生きします。

トイレのしつけと清掃

猫は、しつけにより一定の場所で排せつするようになります。また、自宅外での排せつ物は、飼い主が責任を持って清掃しましょう。

不妊去勢手術の勧め

不妊去勢手術をすることで猫の性格が穏やかになります。オス猫は発情期の尿の臭いや独特の鳴き声がなくなり、メス猫は乳がんの予防になる等のメリットがあります。

また、飼い主のいない猫が増える原因の一つに、不妊去勢手術を行っていない飼い猫による屋外での繁殖が考えられます。

区では、手術の費用に対する助成を行っています。

受付期間 令和7年3月31日(月)まで(申込順)

対象 区内在住で、不妊去勢手術対象の猫を1頭以上、屋内で飼養している方

助成額(1頭当たり限度額) ▶メス…6000円 ▶オス…3000円

持ち物 印鑑、飼い主の住所を確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカード等)

申込方法 来所で、区役所北庁舎1階生活衛生課管理係

いざというときのために

\\ 備えよう! //

ペットの災害対策

災害時に自分とペットの身を守るため、事前の準備が肝心です。

住まいの安全対策

家具の固定等、屋内の安全対策を行いましょ。人間の安全対策はペットの安全対策にもつながります。

日ごろからの心がけ

- ▶ 普段からペットの体を清潔に保ち、狂犬病予防注射等、必要なワクチン接種・ノミ等の駆除を行いましょ
- ▶ ペットが飼い主と離れても身元がわかるように、マイクロチップや鑑札、迷子札を装着しましょ
- ▶ ケージに嫌がらずに入る、無駄ばえをしない、他人やほかの動物を怖がらないよう、日ごろからしつけをしましょ
- ▶ 親戚や友人等、ペットの一時預け先を決めておしましょ

ペットのための防災用品チェックリスト

ペットの健康や命に関わるもの

- ペットフード・水(最低5日分<できれば7日分>)
- 常備薬、療法食 食器
- トイレ用品(ペットシート、猫砂、新聞紙、捨てるための袋等)
- 首輪、リード(伸びないもの)
- ケージ・キャリーバッグ

情報

- 健康の記録(生年月日、ワクチン接種状況、既往歴、健康状態、かかりつけ動物病院等)
- 印刷した写真(飼い主とペットの写真は飼い主である証明になります)
- 迷子札(飼い主の連絡先を記したもの)

ペット用品

- ガムテープ(ケージの補修等に使用)
- おもちゃ

飼い主の高齢化とペットの介護

飼い主もペットも高齢になると体力が落ち、今までできたことができなくなることがあります。突然の病気や事故等、万が一の場合に備えましょ。

- ▶ 体力が落ち、ペットの世話が大変になった
- ▶ ペットがいるので入院できない
- ▶ ペットの健康に不安がある 等

●ペットのために今からできること

- ▶ 家族・知人、ペットホテル等、一時的な預け先を決めておく
- ▶ ペットシッターや、老犬・老猫ホーム等民間事業者のサービスを利用する
- ▶ 動物病院等で専門的なアドバイスを受ける
- ▶ ペットを誰に託すか等を整理し、遺言書の作成や、ペットのための家族信託を行う